

## 田原市生ごみ処理機貸出事業実施要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、ごみの減量化対策として、市民に対し電気生ごみ処理機(以下「処理機」という。)の貸出しを行い、市民が実際に処理機を使用し、その効果を体験することにより、処理機の普及を促進し、もって市民による生ごみの自家処理の推進並びにごみ排出量の削減及び減量意識の高揚を図ることを目的とする。

### (貸出対象者)

第2条 処理機の貸出しの対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している者
- (2) 処理機の設置場所を屋内に確保できる者
- (3) 処理機を適正に維持管理できる者
- (4) 処理機について市が実施するアンケート調査に協力できる者

2 処理機の貸出先は、貸出しの対象者が所属する世帯とし、事業所等は除くものとする。

### (貸出機種)

第3条 貸出しの機種は、次の各号のいずれかとする。

- (1) パナソニック MS-N53 (最大処理量 約2kg / 1回)
- (2) パナソニック MS-N23 (最大処理量 約1kg / 1回)

### (貸出期間等)

第4条 貸出しの期間は、原則4週間以内とする。ただし、第2条の要件を満たさなくなった場合は、速やかに返却するものとする。

2 貸出しは、1世帯につき1基1回限りとし、無償とする。

### (申請手続)

第5条 処理機の貸出しを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、田原市生ごみ処理機貸出申請書(様式第1号)により、市長へ申し込まなければならない。

2 申請者は、前項の規定による申請に当たり、運転免許証、健康保険証、住民基本台帳カード、パスポートその他の官公署が発行し本人であることが確認できる書類等を提示しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合は、その内容について審査及び確認を行い、適当と認めるときは、処理機の貸出しの決定を行うものとする。

4 市長は、前項の規定により貸出しの決定をしたときは、速やかにその決定内容を田原市生ごみ処理機貸出決定通知書(様式第2号)により申請者に通知す

るものとする。

(貸出方法及び負担)

第6条 処理機の貸出しは、処理機の貸出決定を受けた者（以下「使用者」という。）に、市の窓口で直接引き渡すものとする。

2 処理機の運搬に係る費用、使用に係る電気代及び次条第2項に規定する借受時と同じ状態に復する費用は、使用者の負担とする。

(返却方法)

第7条 処理機の返却は、使用者が市の窓口へ直接返却するものとする。

2 使用者は、返却する際、処理機の状態が次の使用者の支障にならないよう、借受け時と同じ状態で返却するものとする。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意をもって、処理機を維持管理すること。
- (2) 処理機を生ごみの処理以外の目的に使用しないこと。
- (3) 処理機の形状を変え、又は改造しないこと。
- (4) 処理機を他に譲渡し、転貸し、又は担保に供しないこと。
- (5) 市が実施するアンケート調査等に協力すること。

(貸出しの取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸出しの決定を取り消し、貸し出した処理機を返却させることができる。

- (1) 使用者が前条各号に掲げる遵守事項に違反したとき。
- (2) 公益上又は管理上特に必要があると認めるとき。

(損害賠償)

第10条 使用者は、貸出しを受けた処理機を紛失し、又は破損したときは、損害を賠償しなければならない。ただし、通常の使用による故障等と市長が認める場合については、この限りでない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるほか、処理機の貸出しに関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。